

(別紙)

## 自主事業に係る特記仕様書

尾鷲市民文化会館指定管理仕様書の「7 業務内容 (3) 自主事業に関すること」におけるアからエに関する仕様については、下記のとおり。

### 1. アに関して

- (1) 事業の年間回数については、イ、ウ及びエにおける事業を含むことができる。
- (2) 年度途中において、新たにイ及びウにおける事業を実施する場合は、その都度、事前に市の承認を得ること。
- (3) 事業の実施に当たっては、併せて広報活動を行い、来場者の増加に努めること。
- (4) 来場者満足度及び費用対効果等を十分に勘案した事業実施に努めること。

### 2. イに関して

- (1) 文化の担い手育成のため、尾鷲市域及びその近隣において活動する文化団体及び個人等に対して、発表機会の提供や技術の習得等に資する事業を行うこと。
- (2) 文化団体等と連携する際には、多様な団体との連携に努めるとともに、団体等が行う記念行事には積極的に協力すること。
- (3) 当該事業については、団体等の代表者と指定管理者とが協議のうえ、実施について検討すること。
- (4) 施設利用率が比較的低い平日等において、より積極的に実施すること。貸館利用等が比較的多い土・日曜日等については、貸館利用等に支障のない範囲で実施すること。
- (5) 指定管理業務に支障のない範囲で、年間3回以上の実施に努めること。

### 3. ウに関して

- (1) 次世代の文化の担い手となる人材育成に資するため、市内の小・中学校の児童・生徒らが主体となる文化事業等を対象とすること。
- (2) 当該事業については、学校長及び教育委員会と指定管理者とが協議のうえ、実施について検討し、児童・生徒らによる活動発表をはじめ、学習の一環として、伝統芸能や芸術文化に触れる「本物体験」の機会を提供することに努めること。
- (3) 施設利用率が比較的低い平日等において、より積極的に実施すること。貸館利用等が比較的多い土・日曜日等については、貸館利用等に支障のない範囲で実施すること。
- (4) 指定管理業務に支障のない範囲で、年間3回以上の実施に努めること。
- (5) 「本物体験」の鑑賞機会を創出するため、自主事業収入に影響のない範囲で教育委員会と連携し、市内の小・中学生の児童・生徒を無料招待すること。

### 4. エに関して

- (1) 当該事業については、市担当課と指定管理者とが協議のうえ、実施について検討すること。